

これからの文化財の保存と活用の在り方について

—「文化財の匠プロジェクト」の総括と今後の施策の展開—

(答申)

(素案)

I はじめに

- 我が国には誇るべき有形・無形の文化財が多数存在し、これらは我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない国民的財産である。これを適切に保存し次世代に継承することは国民共通の責務である。文化財は地域振興・観光振興の礎として地域の活性化に寄与し、人々の心の豊かさを育む源でもある。
- 一方、修理技術者や無形文化財保持者（以下、技術者）や、技術者が用いる用具製作・原材料生産の担い手（以下、生産者）、天然素材の生産者や加工者の高齢化・減少・後継者不足により、多くの文化財保存技術が継承の危機に瀕している。保存技術の継承なくしては文化財の継承自体が不可能である。
- 文化財は一度失われれば取り返しがつかない。未来の世代にわたって文化財の魅力や価値を享受し続けるためには、文化財の保存・継承に携わる人材の養成や事業量の安定的確保を計画的に推進する必要がある。
- また、文化財の保存のために必要な技術が、千年以上にわたって、伝統的な技術を基礎としながら、脈々と受け継がれていること自体も、日本の誇るべき文化（修理文化）であるといえる。世界からも高い関心と評価を得ている日本の修理文化を絶やすことなく、次世代に繋いでいくことが求められる。
- こうした状況を踏まえ、文部科学省は文化財保存技術の継承を図るため、総合的な5か年計画として「文化財の匠プロジェクト」（令和3年策定、令和4年改正）を策定した。同プロジェクトは、文化財保存技術に係る人材養成と拠点整備、文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保、文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保という3つの「柱」を掲げてきた。
- 最終年度を前に、令和7年12月19日、文部科学大臣より文化審議会文化財分科会に対し、同プロジェクトの総括と今後の施策展開、新たな時代の継承方策の2点について諮問が行われた。これを受け企画調査会が設置され、審議とヒアリングを実施した。
- 本答申は、これまでの取組を総括するとともに、今後の施策展開の方向性と具体的施策を示すものである。

Ⅱ 「文化財の匠プロジェクト」の総括と次期の全体像

1. 「柱」ごとのこれまでの取組と見えてきた課題

(1) 文化財保存技術に係る人材養成と修理等の拠点整備

(これまでの取組)

- 本プロジェクトは、選定保存技術の保持者・保存団体の認定を 58 人・34 団体（令和 3 年度）から 80 人・47 団体（令和 8 年度）へ拡大することを掲げ、同一技術の保持者の複数認定¹や団体認定を推進した。あわせて研修経費の措置、管理業務のサポート体制整備、表彰制度創設、通称付与、修理調査員²30 人の配置を掲げた。拠点については京都に「文化財修理センター（仮称）」の設置を目指すこととした。
- 認定拡大は着実に進捗し、令和 8 年 1 月現在、保持者 63 人・保存団体 48 団体（実数 40 団体）となった。選定保存技術「美術工芸品保存桐箱製作」・「日本産漆生産・精製」・「漆工品修理」などで保持者・保存団体ともに複数認定を進めたことに加え、途絶しかけた技術の継承にも認定制度が寄与したことは特記に値する。また、団体認定の推進により、組織的な技術継承・研修や原材料確保が可能となった。
- 選定保存技術の保持者が行う後継者養成については、100 万円の補助増額を実施し令和 7 年度は 18 名に適用され、原材料確保と技術継承の両立に寄与した。また、各選定保存技術保存団体においても、国庫補助事業による研修や技能錬磨の蓄積など、団体としての継承の取組が行われている。
- 社会的認知度の向上については、「日本の技フェア」を毎年開催し、令和 4 年度からは、将来、技術者等になることを希望する層にアプローチする取り組みを行っている。また、主に文化財建造物修理分野の選定保存技術に関する若年者の理解や入職促進を図るため、各種団体との連携のもと、現場見学・インターンシップ等の受入れ企業リストの作成・配布や、修理関係団体と学校関係団体との意見交換会を実施した。このほか、各保存団体等による国庫補助事業を活用した普及啓発に関する取組の支援、各種展覧会・展示会への協力、新聞・テレビ・雑誌等による取材や講演依頼への対応など、様々な取組が行われた。
- 体制・拠点面では修理調査員の配置を進めたほか、「国立文化財修理センター」に

¹ 従来の「1 技術＝1 名・1 団体」を原則とする考え方を見直し、1 つの技術について、複数の保持者・保存団体を認定できる運用のこと。

² 文化財保存技術に関する調査研究、文化財に関する情報のデジタルデータ化の補助等を行う文化庁非常勤職員。

については令和5年に基本構想を策定、令和8年3月に整備候補地を決定した。修理推進・調査研究・人材育成・情報発信の4つの役割を見据えた事業を実施している。

- 令和4年度から、文化庁の補助事業として、東京文化財研究所が主体となり「美術工芸品修理のための用具・原材料と生産技術の保護・育成等促進事業」を実施し、美術工芸品修理用の用具・原材料の調査研究、修理記録の収集とアーカイブ化、記録映像作成、情報発信事業を実施し、用具・原材料の確保に一定の成果をあげている。また、用具・原材料をめぐる全国的なネットワーク構築につながった。同センターでは、本事業の内容を継承・発展させ、修理推進・調査研究・人材育成・情報発信の4つの役割を見据えた事業を行うことが期待される。

（見えてきた課題）

- 掲げた施策は着実に実行され一定の成果をあげたが、選定保存技術の選定や、保持者・保存団体の認定はゴールではなく継続的な技術継承こそ重要であり、取組は道半ばである。
- 若手の参入・定着は未だ不十分である。新たにこの道を志してもらうには、そもそも文化財保存技術の世界を「知ってもらう」必要があるが、選定保存技術の社会的認知度は未だ高くない。また、後継者が定着するかどうかは、その技術が「生業」として成り立つ見通しに規定されるとの指摘が、企画調査会の審議を通しても重ねられているが、手仕事の需要も減少しており、選定保存技術保持者・保存団体の構成員が「生業」として技術を継承し、後継者を養成するにあたって困難を伴う状況にある。入口段階も、扉をくぐった後にも、それぞれ課題は残る。
- 零細な保持者・保存団体は持続的活動に困難を抱えており、地方公共団体による事務の代行なども見られるなど事務・運営負担の軽減が課題である。保持者・保存団体間で、相互に情報交換できる場や関係性を十分に構築するに至っていない。

（2）文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保

（これまでの取組）

- 本項では、生産支援の拡大、調査・研究、情報発信と需要創出、関係省庁との連携という4つの面から取組を進めてきた。
- 「美術工芸品保存修理等用具・原材料管理等業務支援事業」による生産支援については、支援分野を5分野（令和3年度）から25分野（令和8年度）へ拡大することを目指し、実際に令和2～7年度で累計38分野に達した。コウゾ、トロロアオイ、

表装裂などが例であり、美術工芸品の修理に欠かせない原材料の調達途絶を当面回避できた。

- 建造物用の植物性資材についても「ふるさと文化財の森」の設定を進め、令和7年度までに99か所・7種となった。あわせて、建造物以外（工芸技術、芸能など）でも広く使用される分野横断型資材（タケ、キリ、ヨシ等）の設定も進んだ。
- 調査・研究については、各分野で用具・原材料の実態調査、科学調査、記録・アーカイブ化を進めた。和紙原料の科学調査、苧殻の実態調査、三味線撥の代替品実用化研究などを実施した。
- 美術工芸品分野では、「美術工芸品修理のための用具・原材料と生産技術の保護・育成等促進事業」にて東京文化財研究所を拠点に修理についての用具・原材料の実態調査、科学調査、記録・アーカイブ化などを進めた。例えば、ノリウツギは、「美術工芸品修理用具・原材料管理等業務支援事業」と連携して、全国的な関係者間のネットワークの構築を達成し、安定的な生産継続につながったが、このように用具・原材料の安定的確保のうえで、モデルケースとなる事例を複数生み出すことができたことは大きな成果である。
- 工芸技術分野では、保存団体が自らが抱える課題等について調査・研究を行い、国による委託を受けた外部組織の伴走支援による課題解決の糸口の発見、保存団体を横断した交流促進等の効果も生まれている。
- 情報発信と需要創出については、国産・伝統資材の活用推奨として量の国産「い」の使用を推進したほか、重要無形文化財等伝承事業や文化財保存技術保存事業による用具・原材料の確保や普及啓発促進の取組、修理事業を補助した。「日本の技フェア」等を通じた理解促進も図った。
- 美術工芸品分野では、従来の選定保存技術保持者・保存団体の情報発信に加え、新たに用具・原材料について、フノリやノリウツギなどのリーフレットの作成と配布や、ホームページを新規に開設し、そこで各種動画を公開するなど報発信につとめている。
- 関係省庁との連携については、農林水産省・法務省・総務省等と連携し、国有地の「ふるさと文化財の森」設定、「地域おこし協力隊」を活用した人材育成、令和6年能登半島地震の際の「輪島塗」等への復興支援など複数の連携が実現している。

(見えてきた課題)

- 調達途絶回避という応急的対応は進捗したが、需要規模が縮小する中、持続可能な形で生産現場を護る観点からは多くの課題がある。
- 生産支援を必要とする用具・原材料は多いが実際の支援は限定的なものにとどまっている。また、一定期間の生産支援後は自走していくことが望ましいと考えられるものも存在するが、そうした生産体制の確立には未だ至っていない。
- 使い手である技術者等に用具・原材料の生産情報が十分届かず、需給のマッチング不足が生じている場合もある。結果として、生産者が生業に必要な需要を得られない事態にも繋がることも懸念される。また、生産力の向上・効率化や後継者養成の充実に資するような、生産者以外も含めた多様な主体との繋がりも不十分である。
- 調査は文化財類型ごとの個別対応にとどまる例が多い。ただし、文化財類型ごとで必要とする品質や回避すべき条件などが異なっており、連携体制の構築にはその差異を理解したうえで行う必要があることから簡単にいかない側面もある。調査結果等も踏まえ、用具・原材料生産を取り巻く状況等に応じて、生産の集約化・多角化・代替化など広い視野の検討が求められる。
- そのような中、ノリウツギの例は、地方公共団体の関与や、関係する研究者、研究機関との協力体制の構築が、需要が市場の形成に至ることがない零細な原材料においても持続的な安定供給に有効であることを示した。このような事例は先駆的な成功例として位置づけるべきである。

(3) 文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

(これまでの取組)

- 本プロジェクトは文化財類型ごとに必要な修理件数を目標に掲げた。建造物は年間 161 件(維持修理 94 件、根本修理 54 件、特殊修理 13 件)、美術工芸品は年間 280 件、史跡等は年間 495 件の事業規模を目指すこととした。
- 実績は、建造物が令和 6 年度 164 件・令和 7 年度 157 件、美術工芸品が 213 件・234 件、史跡等が 481 件・528 件である。建造物と史跡等は目標をおおむね達成した一方、美術工芸品は若干落ち込んでいる。これは所有者負担を準備できないことが主たる原因といってよい。また、保存修理事業を行うには事業実施が可能となる予算の確保が必要となるところ、近年は毎年 400 億円強を確保している。

- 建造物の防火・耐震対策は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」の下、着実に進捗した。令和7年度に「第1次文化財防災5か年計画」を策定、史跡等の水害・老朽化対策も含め総合的に取り組むこととしている。
- 修理需要の可視化は試行段階にある。建造物分野では劣化予測モデルの構築、美術工芸品分野では修理記録のアーカイブ化が進められ、適切な修理時期の予測の共有が期待される。
- 多様な資金調達では官民連携が漸次進み、一例では、「紡ぐプロジェクト」による「保存・修理・公開」サイクルの推進、寄附促進事業の立ち上げが行われた。クラウドファンディングやふるさと納税の活用も広がりつつある。
- 裾野の拡大では、文化財保存活用地域計画の認定市町村数が令和7年度には累計236となった。修理現場の公開や普及啓発の取組も重ねられてきた。地域計画の着実な推進を支援する必要がある。

（見えてきた課題）

- 必要な予算を確保し一定水準で修理事業を実施できているが、物価高・人件費高騰への対応は不可避であり、安定的・継続的な財源確保には絶え間ない努力が必要である。
- 保存修理事業には所有者と地方公共団体の理解と財政力が不可欠だが、いずれも予算確保に課題を抱える例が多い。文化財保護のプライオリティをいかに高め、「保存」への投資に理解を得るかが課題である。多様な資金調達に関する取組も少しずつ進んではいるが、所有者負担軽減に資する手立ては未だ不十分である。
- 地方指定文化財・未指定文化財については、必ずしも適正な修理が行われていない現状が続く。文化継承の観点や用具・原材料の需要拡大の観点、技術研鑽の場の確保の観点でも、国指定以外の修理が適正に行われることがあるべき姿である。
- 特に美術工芸品修理では、所有者や地方公共団体の予算確保が進まず、即時の修理着手が必要な国指定文化財についても所有者の自己負担額に対して民間助成金に採択されなければ国庫補助の申請が行われないという、民間助成金依存の傾向が高まっている。結果として、民間助成金に採択されない国指定品の修理着手が遅れているほか、民間助成金の支援により修理が促されてきた地方公共団体指定、未指定の文化財

の修理が採択されにくい環境となっている。こうした停滞は、修理の企画・運営の経験やノウハウが国指定文化財の修理に携わる専門家に占有され、さらなる修理の停滞を招く要因となりかねない。

- 美術工芸品修理では、寄託された文化財の修理の実現には困難を伴う現状がある。所有者にとっては預けている文化財の修理の必要性を把握することが難しく、博物館・美術館にとっては所有者に修理の必要性を説明し、資金調達を要請する課題が加わる。国指定文化財に限らず、国立博物館や地方公共団体の美術館・博物館に寄託されている文化財の修理を促す施策が求められる。
- なお、選定保存技術は、無形文化財の伝承等に必要な技術についても概念に含んでいるところ、無形文化財の分野においても伝承等の事業規模を適切に確保し、文化財の保存に必要となる技術・用具・原材料の保存・継承を確実にすることが必要である。無形文化財の伝承等は、用具・原材料の需要に直結するのみならず、無形文化財の担い手と生産者間の交流促進や、生産者の育成、普及啓発に大きな成果を残しており、用具・原材料への直接的支援と不可分なものとして、一層の支援が望まれる。
- また、有形文化財の修理と同様に、無形文化財においても、国指定文化財だけでなく地方指定無形文化財等の伝承の確保も、技・文化を継ぐ観点から、そして需要創出の観点から重要な役割を担う。国指定以外の地方指定無形文化財等の伝承事業実施の方策が求められる。

2. 共通の課題と次期の全体像

- 文化財類型や「柱」に関わらず、共通して見えてきた課題も存在する。具体的には、文化財全体を取り巻く需要が減っていること、文化財領域に関わる主体の多様性と主体間の連携が不十分であること、「今の方法をそのまま」には限界があり、持続性を担保するための柔軟な取組が求められること、文化財やそれを支える用具・原材料・技術の価値や必要性を社会に伝え、理解を促進する余地が多分にあること、などが挙げられる。次期計画の検討に際しては、これらを踏まえ施策の具体化を図る必要がある。
- 加えて、各課題は互いに関連していることも意識すべきである。文化財とそれを支える技術や用具・原材料の価値が社会に伝わることで、文化財の領域に関わる人が増え、文化財の内外に需要が生まれれば、技術者や生産者の仕事が安定し後継者養成の見通しが立つ。次期計画は、こうした文化財領域における「正の連鎖」の形成に向けたものとして整理すべきである。

- 人材養成も、用具・原材料確保も、事業規模確保も、社会の理解と負担の上に成り立つ。人口の減少が進み、社会全体が縮小する中で、限りある税金を原資として文化財保護行政を行う以上、各種施策を打ち出す前提として、文化財の価値や守る・活かす・繋ぐ意義を説明・発信していくことが一層求められる。
- この観点から、次期プロジェクトは現行3つの「柱」を引き継いだ上で、これを支える社会理解・価値発信の柱を加えた4つの「柱」で構成すべきである。価値発信を根底に位置付けることで新たな関わりと需要を生み、文化財の多様な担い手・支え手を増やし、エコシステム全体を動かす起点とする。
- なお、文化財類型ごとに保存・継承の課題や必要な支援の在り方は異なることから、無形文化財の伝承等及びそれを支える用具・原材料の確保については、その特性を踏まえ、中長期的な視点から必要な方策を引き続き検討していく必要がある。

Ⅲ 次期「文化財の匠プロジェクト」に盛り込むべき施策の方向性

1. 文化財保存技術に係る人材養成と修理等の拠点整備

- Ⅱ章でみた取組と課題を踏まえ、人材養成の方向性を、(1) 選定保存技術制度の運用、(2) 後継者の養成と入口の拡大、(3) 技術錬磨・研鑽の場と拠点整備の3つの観点から示す。
- (1) 選定保存技術制度の運用 —— 選定・認定を広げ、認定した技術者を支えきる
- 保持者・保存団体の複数認定の推進という方向に舵を切ったことにより、現状、文化財を支える貴重な技術の途絶を回避することができている。次期計画では認定拡大を進めつつ、認定後の運用、すなわち保持者・保存団体が技術の継承をより確実なものとするための力を発揮できる条件整備までを意識した制度設計が求められる。
- 選定対象についても拡大の余地があり、実態把握を進めながら選定を検討することが求められる。
- 最も具体的な課題は事業実施上の事務的負担である。保持者・保存団体の多くは個人または小規模の事業者であり、技術の錬磨・継承といった事業を実現・継続するための、事務所・会議室などの確保、HPの開設・運営、事務職員の雇用といった経常経

費、補助事業の申請、経理、研修の運営といった事務的な業務などの負担が大きい。こうした事務負担の軽減を図ることも検討すべきである。

- ヒアリングでは、都道府県委託の組織が現場に出向いて調査し、生産者・技術者間や、生産者・技術者と行政・支援制度を繋ぐ例や、国の委託調査事業の事務局が実施団体への伴走機能を担っている例など、団体を支える中間支援機能が各地で生まれつつあることが確認され、伴走型支援へのニーズの高さが明らかとなった。
- 事務を支える体制整備は、単独で事務局を抱える形に限らず、複数団体を束ねる形や外部支援を組み合わせる形も含め検討すべきである。事務の担い手には文化財保存技術継承のための知見と補助事業の事務手続き等への精通が求められる。都道府県ごとの育成や組織相互のネットワーク形成も必要であり、国による直接の支援に限らず、既存の団体・人材の把握から始めることが有効である。

（２）後継者の養成と入口の拡大 —— 育つ条件と、入ってくる入口を一体で

- 選定保存技術保持者・保存団体に対する研修経費の措置は、原材料確保と技術継承の両立に寄与した。後継者の定着は養成後に技術が「生業」として成り立つ見通しに規定されるため、研修経費充実に加え、必要な仕事量と事業量の見通しを示し後継者養成計画と接続する必要がある。
- 次世代が文化財とそれを支える技術に触れる入口を広げることが必要である。義務教育を通じた学習機会の確保や、高校生・大学生に対する、文化財保存技術・技術者を知る機会の提供、保持者・保存団体等からの働きかけ強化が有効である。
- 選定保存技術の社会的認知度向上に向けた取組は、引き続き様々な観点から検討することが必要である。また、生産者が自ら発信する取組への支援は認知度向上と入職促進の双方に資する。文化財の価値を伝える取組と入職促進の取組は、切り離さず、一体で進めることが効果的である。
- 後継者養成について、特に零細事業者においては、経営の安定化を図るうえで入門者の中途退職を避ける必要があり、公的な研修制度の充実など後継者養成を支援することを検討すべきである。

（３）技術錬磨・研鑽の場と拠点 —— 修理の現場で人が育つ

- 後継者養成では実際の修理現場で技を磨く機会が重要である。若手の技術者にとって国指定文化財の修理機会は限定される。一方、地方指定文化財や美術館・博物館の

所蔵品には修理を要するものが多く、これらの文化財修理の実施は技術の錬磨・研鑽の場となりうる。しかしヒアリングでは、多くの地方公共団体等で修理の企画や修理指導を行う人材の不在や、修理予算の確保が困難であることにより修理が行われない実態が報告された。

- このため、国指定文化財以外の文化財修理を錬磨・研鑽の機会として活用できるよう国で支援策を重点的に検討する必要がある。あわせて文化財担当職員・学芸員への研修の充実、分野ごとの修理手引きの整備、修理計画立案の方法の共有も求められる。
- 拠点整備については、「国立文化財修理センター」の4つの役割に係る事業を確立しつつ施設整備を進め、国内外の関係機関とのネットワーク上の中核機関として人材養成を行うことが重要である。加えて、原材料需給を含む一体的・継続的な調査研究機能と、研修機能の具体化の2点をセンター機能として明確に位置づけるべきである。在外文化財の修理技術者が不足する中、短期集中型研修を含め国内外に開かれた研修拠点とし、国際的なニーズに応えることを実現すべきである。海外の修理技術者の養成は、我が国の修理技術者の資質向上や、用具・原材料の需要拡大に資すると期待される。
- センター整備と併せ、修理と研鑽の機会を全国に広げることが重要である。都道府県の中核施設が域内の相談・修理・研鑽を支え、センターが全国的な調査研究・研修・情報集約で支える多層構造の整備が、地域の文化財保存と技術者育成の双方に資する。

2. 文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保

- II章でみた取組と課題を踏まえ、用具・原材料確保の方向性を、(1)生産の現場を支えること、(2)科学的根拠を持って需給を繋ぐこと、(3)成果を型にして広げること、の3つの観点から示す。

(1) 生産を支える ―― 品目ごとの状況に応じて、環境から

- 美術工芸品保存修理等用具・原材料管理等業務支援による生産支援により供給ストップを免れた例が生まれたことは大きな成果である。一方、未だ安定的な供給が不安視される用具・原材料は数多いことから、生産支援は次期計画でも中核的取組とすべきである。現在の美術工芸品修理に必要なとなる植物性資材中心の支援に加え、他の文化財類型の保存・継承に必要な用具・原材料の生産や加工まで、支援対象を拡大していくことも選択肢となる。
- 生産支援は分野数拡大に加え、品目ごとに求められる品質の安定供給を図るために

状況に応じた設計が必要である。市場で成立するものから記録を残して将来に備えるものまで様々であり、一義的には、現在の原材料の供給を図ることを最優先としつつ、供給リスク・文化財への影響・代替可能性の観点から状況を把握し、応じた支援のあり方を検討すべきである。

- 素材づくりは環境づくりから始まる。原材料生産支援には森林・里山等の環境整備・維持を含めて取り組む必要がある。また、原材料の中には、生産・栽培・採取から、加工を経て、使い手である技術者に渡るものがある。原材料調達のみならず、加工も含めた支援に取り組む必要がある。

（２）科学的根拠を持ち、需給を繋ぐ ―― 調査研究が出発点

- 調査研究を推進するにあたり、国立文化財機構の諸施設をはじめとする関係諸機関との連携は必須である。
- 社会全体が縮小する中、全ての用具・原材料を従来手法で守り切ることができるか不透明な状況にある。用具・原材料に関する調査研究は、複数分野の専門家と連携し、必要性を客観的に示し、生産の再現性を高め、集約化・多角化・代替化を検討するうえで重要性を増しており、更なる充実が求められる。
- 調査研究は文化財類型ごとに緊急性の高い用具・原材料から個別調査の実施を加速させ、分野横断的・継続的把握を発展させる必要がある。品目・産地・生産者数・生産量・需要量・品質を定期的に把握し、類型を越えて必要とする関係者間等で共有できる形にすることが望ましい。その際、文化財ごとに、求める用具・原材料の品質や量が異なり、用具・原材料ごとに市場規模や状況が異なることに留意する必要がある。
- 成果の社会還元も必要である。原材料の物性・特性・成分を公的機関が確認し参照可能な形で公表することは、生産者の販路拡大の裏付けとなる。文化財分野で体制を一から整えず、農林水産分野等の既存機関や大学など研究機関との協業も考えられる。
- 現在用いられる用具・原材料は、技術者の長年の経験則により洗練されてきたものであるが、これらを科学的に分析し、用具・原材料の物性を明らかにすることで、それらの必要性を客観的に位置づけることができ、社会的に生産支援を行う必要性の根拠となる。
- 修理側の情報蓄積は、次の修理の計画立案に資するとともに、用具・原材料の需要見通しの科学的根拠ともなる。また、次回修理の安全性と効率性（経済合理性）に資

する。これらの点から、過去の修理記録のアーカイブ化を進め、基礎データとして位置づけて活用することを目指し、BIM（Building Information Modeling）データプラットフォーム構築を急ぐ必要がある。

- 需給を繋ぐことについては、産地の問屋等が失われ、生産者が自ら販路開拓する事例が確認された。原材料不足が言われる一方で別の場所に在庫がある場合もあり、個々人の努力に委ねられた状態を仕組みとして支えることが必要である。用具・原材料には個別の事情があり、それらに合わせた対応が可能な仕組みが求められる。
- 特に植物性の原材料等には、往々にして供給時期や年ごとの収量により、需給のバランスが崩れる可能性がある。そのため、技術者と生産者間をつなぐだけではなくストックの機能も必要であり、個々の努力に委ねない方策の検討を進めることが望ましい。
- 第一歩は使い手である技術者等が必要数量を示すことであり、そのためには技術者等の事業量を安定させる必要がある。修理見通しから必要量を示すことで生産者が生産計画を立てられる品目については、需給の可視化にとどめず、マッチング成立に資することまでを取組の目的とすべきである。他方、生産者にとっては文化財分野以外の需要も重要であり、それらの把握不可能な需要への目配りや、買い占めリスクや供給多様化にも配慮が必要である。
- こうした機能の充実を検討するに際しては、企画調査会のヒアリングにおいて道具と原材料の仲介を実務として担う例が紹介されたように、全国各地における素地の把握から始め、既存基盤を活かして機能を増強する道も考えられる。
- 必要量が零細な用具・原材料については、その必要性の反面、生業として成立が困難といわざるを得ない品目が少なからずある。それらについては、地方公共団体を含む公的な生産支援のほか、生産を支える関係者のネットワーク構築を図ることがひとつの有効な方法である。

（３）成果を型にして広げる ―― 好事例・場・情報基盤

- 科学的調査等で解明された品質・価値は、修理等の文化財分野にとどまらず新たな用途・製品への応用基盤ともなる。この動きを受け入れ後押しすることも国の役割である。
- 産学官連携の好事例は、事例紹介にとどめず、制約要因・連携方法・活用制度等の

再現可能な要素に分解して記録・公表し、関係者間での共有知とするとともに、類例の拡大を図るべきである。

- 「日本の技フェア」は扱う範囲を広げ、開催地特性を反映させることが考えられる。一般向けの普及・啓発に併せて、多くの技術者や生産者が顔を合わせて情報交換できる場を設けることで、需要確保や共通課題への対応につなげることが期待される。同時に、現状で出展側が負っている参加負担を軽減するとともに、現地への来場者にとどまらない発信効果も目指すべきである。出展範囲、事業内容を拡大する上では、趣旨、目的を改め事業のリニューアル、予算の拡充が望ましい。
- 選定保存技術保持者・保存団体の普及事業のみならず、地方公共団体、博物館や大学など研究機関において、展示やイベントなどを通じ、用具・原材料確保のための取り組みを増やしていくことも効果があり、実施の支援も重要である。

3. 適切な修理実現に資する事業規模の確保

- 各文化財類型に応じた年間必要修理量を安定的に確保することが最重要である。加えて、周期性のある分野では需要変動により雇用・育成が続きにくいいため、劣化予測モデルや修理記録のデータベース化によって整いつつある長期の修理需要予測・長期の修理需要予測、所有者の自己負担の軽減策により計画的な修理を実施する必要がある。
- 人材養成等の取組が実を結ぶかは、育った技術者と確保された用具・原材料の需要があるかに規定される。事業規模確保にあたり、現在の仕事量と「生業」として成立し後継者を養うに必要な仕事量の可視化と事業量の確保を、できる分野から試みるべきである。
- 事業規模確保には、国指定文化財だけでなく地方指定・未指定文化財も大きな役割を担う。これらの活用と地域への還元のためにも修理は不可欠であり、修理需要の確保・拡大が用具・原材料の需要創出となる。修理企画と実施のノウハウを研修などにより普及し、技・文化を継ぐ観点からも国指定以外の修理実施の方策が求められる。（技術の研鑽・錬磨の機会確保の観点からの未指定文化財修理の活用方策の必要性については、Ⅲ章1. で述べたとおり）

- 防災対策としては、「第1次文化財防災5か年計画」等に基づく取組を着実に進め、守り伝えた文化財が失われないように、各地域において定期的に文化財の保存・管理状況を把握し、共有する体制を築くことに注力すべきである。
- 所有者負担軽減のため多様な資金調達の活用も必要である。現状、有効の手段のひとつは民間資金の導入であり、集めた資金の使途と還元先を明示するなどして、これを促進させる必要がある。企業が文化財に継続的に関わる動機は、必ずしも金銭的見返りに限らず、人材育成、社員の誇り、地域との関係といった価値が期待されている。企業が文化財に関わる意義を説明できる形を整えることが、寄附や協賛を単発で終わらせないために重要である。
- 修理資金調達には、事務負担やノウハウが必要であり、とくに零細な所有者に対しては資金調達に伴う事務等に対する支援も不可欠である。

4. 先端技術等も活かした更なる活用による文化財の価値発信

- 次期計画では文化財の価値発信を第四の「柱」と位置づける。価値発信を行う際には、先端技術等も活用しながら、より分かりやすく伝わりやすい工夫を模索することが不可欠である。また、価値発信により生じ得る、いわゆる中間支援機能も含めた新たな主体の協業・参画や、需要創出も、上記3つの「柱」を包含する観点として、この「柱」の下に位置付ける。

(1) 文化財の価値発信

- 文化財そのものだけでなく修理の技術・材料を見せる取組が各地で成果を上げている。模写・模造の制作は「ホンモノ」に触れる機会を提供すると同時に技術・原材料・用具の需要となり、研鑽の機会ともなる。
- 高精細画像や3Dプリンター等のデジタルデータを活用し、文化財を間近で見られる・触れる展示を提供することも価値発信のひとつの選択肢となりうる。
- 模写・模造制作支援、修理現場公開、文化財保存技術の映像記録の発信を更に充実させ、各地へ広げ、文化財の保存・活用に対する社会の理解を得るように努める必要がある。
- 価値発信は、技術の担い手や生産者にとって、自らの仕事の社会的意義を再認識し、文化財を支える自負と誇りに繋がる意義も有する点からも、これを積極的に行うことが望ましい。

- 価値を伝える取組は次世代の出会いの入口でもある。義務教育・高等教育・社会教育などさまざまな機会を利用し、認知度・存在意義の向上と若年層への訴求を、Ⅲ章 1. の後継者養成・入職促進と一体で進めることが効果的である。また、調査研究や修理記録、高精細画像、3D データ・記録映像等の蓄積は発信の素材ともなる。

（２）多様な主体の参画と中間支援機能の充実

- 持続可能な文化財保護には、国・地方公共団体・所有者・企業・市民など多様な主体の有機的連携が必要であり、主体間に立つ機能がカギとなる。ヒアリングでは、生産者と使用者、技術の担い手と行政、文化財の世界と企業・市民との間に立って相談を受け、必要な情報の交換をサポートし、個々の保持者や団体が単独で抱えている事務の負担を引き受ける、中間支援機能の必要性が繰り返し指摘された。この機能は新組織設置に限らず、既存の団体・人材の所在把握と活動支援により育てることも可能であり、次期計画でその育成を課題として位置づけることが望まれる。
- 保持者・保存団体の技術継承には、研修のみならず、記録作成、調査研究、普及啓発等、多様な取り組みの充実が必要であるが、その全てを保持者・保存団体が実施することは困難である。そのため、保存団体等が連携し得る、文化財に知見のある協力者（外部の専門家・研究機関・大学機関・業者）の発掘や育成が必要である。
- 必要性が強く求められている事務作業のサポートについては、保持者・保存団体等の事務局が、行政的、会計的、法的に相談可能な窓口の設置は有効な支援である。
- 民間事業者側から参加を対外的に説明できる形を整えることが連携継続に資する。寄与した企業・団体を評価・公表する仕組みの創設が考えられる。

（３）文化財以外の需要の創出

- 文化財保存技術や用具・原材料生産の需要は一部を除き文化財に依存する状況が強まっている。一方でこれらは魅力的な資源であり、多様な主体が価値を再認識することで新たな需要創出につながる動きが期待できる。
- 第一の需要は、文化財以外の分野における技術・用具・原材料の活用（応用）である。文化財のために維持されてきた技術と用具・原材料は、文化財外の分野でも、文化的付加価値を評価する消費者等に対し価値を持ちうるものであり、民間主導の動きを後押しし、関係省庁・民間と連携して好事例を横展開することが求められる。

- 第二の需要は国外にある需要である。在外の日本の有形文化財について伝統的材料・技法による修理が十分でない現状と、海外技術者からの材料アクセス確保の要望が報告された。在外有形文化財の修理とそれを担う海外技術者育成への協力の推進が求められる。
- 他省庁施策との連携は、連絡の場にとどめず具体的接続点の特定が必要である。「和のすまい」推進、伝統的工芸品産業振興、農林分野の生産体制強化はいずれも需給に直接関わる。特に文化財のみでは需要規模が小さい用具・原材料は、需要全体像を関係省庁と共有することが生産維持につながる。
- そのうえで、他省庁施策と一体の日本の伝統技術等の「日本らしいもの」の再ブランド化を図ることが求められる。価値発信を単独の広報ではなく、新たな需要創出と担い手の入口拡大につながる経路として設計することが重要である。

IV 実現に向けて

- 本答申の施策の多くは国が実施するが、文化財の保存と活用は国の施策のみでは成り立たない。国は文化財の保存の基盤を維持し各主体が関わる土台をつくること、地方公共団体・所有者は未指定文化財を含め計画的に修理し、活用収入を次の修理・担い手へ回すこと、事業者・企業・市民は新たな需要をつくり自らの知見を生産・技術維持に提供することが、それぞれ期待される。
- 国においては、本施策を実施する上で、現場のニーズに丁寧に対応するのに必要十分な組織体制の構築、担当職員の資質の向上を担保する必要がある。
- 施策の実現の上で、文化財保存技術保持者や保存団体のみならず、関係する諸機関や研究者との連携が重要であり、官民協働の体制を不断に維持・発展させなければならない。
- 本答申が示した施策は、文化庁内の連携はもとより、関係省庁・国立文化財機構・地方公共団体・民間と連携しながら計画的に措置を講じることが求められる。あわせて諮問は新たな時代の継承方策の検討も求めており、本答申が示した、分野全体を視野に多様な主体の参画で継承を支えるという考え方が、その検討の礎となることを期待する。

参考資料

- ・文化審議会文化財分科会企画調査会の設置について
- ・同委員名簿
- ・審議経過